

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	145 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	144 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年12月まで
20歳になった頃、住み込みで勤務していたA社の社長が国民年金の加入手続を行い、従業員の保険料を給与天引きでまとめて納付していた。当時の同僚は皆20歳から納付済みになっているのに、私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について勤務先の社長に任せていたため関与しておらず、その社長は既に死亡しているため詳細は定かでないが、その社長夫婦は保険料を完納していることから納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は22か月と比較的短期間であり、申立期間以外はすべて納付済みである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月頃に払い出されており、この時点では、申立期間は過年度納付が可能であることから、加入手続後、社長が申立期間の保険料を遡って納付したと考えても不自然でない。

加えて、当時A社と一緒に住み込みで勤務していた同僚の多くは、20歳から国民年金に加入し、保険料を納付しており、社長が従業員の国民年金保険料を納めていたとの証言も得られたことから、申立人の主張には特段不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、昭和38年4月から同年9月までは1万8,000円、39年1月及び同年2月は2万円、同年3月から同年8月までは2万2,000円、同年9月は3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②については、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和38年12月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和38年12月16日から39年1月1日まで
③ 昭和39年1月1日から同年10月1日まで

A社における昭和38年4月から同年9月まで及び39年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額が、いずれも申立期間①及び③以前の標準報酬月額よりも低い金額になっている。当時、給与は昇給することはあっても、減給することは無かったので、申立期間①及び③の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社に昭和37年4月に入社して以来平成16年3月31日に退職するまで継続勤務したにもかかわらず、同社C支店からB営業所に転勤になった時の昭和38年12月16日から39年1月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は、標準報酬月額の相違を申立てしているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③のうち、申立人から提出された昭和38年5月分及び同年6月分、同年9月分及び同年10月分、39年2月分から同年10月分までに係る給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、38年4月及び同年5月は1万8,000円、同年8月及び同年9月は1万8,000円、39年1月及び同年2月は2万円、同年3月から同年8月までは2万2,000円、同年9月は3万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和38年6月及び同年7月については、給与明細書を所持していないため報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないものの、上記の給与明細書を見ると、当該期間の前後の報酬月額に大きな変動は無く、保険料控除額は同額であることから判断して、前後の期間とほぼ同額の報酬月額が支給され同額の保険料が控除されていたと推認されることから、当該期間の標準報酬月額は、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社が保管する申立人の職員経歴台帳及び申立人が提出した給与明細書により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和38年12月16日にA社C支店から同社B営業所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岐阜厚生年金 事案 1622～1658（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社から支給された＜申立期間＞（別添一覧表参照）の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の給与一覧表における保険料控除額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の場合 37 件 (別添一覧表参照)

別添

一 覧 表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	申立期間	標準賞与額
1622			男	昭和55年生		平成16年12月15日	65万 2,000円
1623			女	昭和59年生		平成16年12月15日	32万 1,000円
						平成19年7月15日	22万 円
1624			男	昭和41年生		平成16年12月15日	136万 4,000円
						平成19年7月15日	80万 円
1625			男	昭和47年生		平成16年12月15日	144万 2,000円
						平成19年7月15日	74万 円
1626			女	昭和61年生		平成19年7月15日	20万 円
1627			男	昭和24年生		平成19年7月15日	74万 円
1628			女	昭和37年生		平成16年12月15日	102万 3,000円
						平成19年7月15日	50万 円
1629			男	昭和38年生		平成16年12月15日	146万 1,000円
						平成19年7月15日	89万 円
1630			男	昭和49年生		平成19年7月15日	13万 円
1631			男	昭和21年生		平成16年12月15日	146万 1,000円
						平成19年7月15日	103万 円
1632			男	昭和52年生		平成19年7月15日	31万 円
1633			男	昭和60年生		平成16年12月15日	39万 9,000円
						平成19年7月15日	33万 円
1634			男	昭和27年生		平成16年12月15日	146万 1,000円
						平成19年7月15日	97万 円
1635			女	昭和21年生		平成16年12月15日	48万 7,000円
						平成19年7月15日	24万 円
1636			男	昭和57年生		平成16年12月15日	71万 1,000円
						平成19年7月15日	39万 円
1637			女	昭和22年生		平成16年12月15日	115万 円
						平成19年7月15日	62万 円
1638			男	昭和27年生		平成16年12月15日	146万 1,000円
						平成19年7月15日	97万 円
1639			男	昭和53年生		平成16年12月15日	77万 9,000円
						平成19年7月15日	34万 円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	申立期間	標準賞与額
1640			女	昭和33年生		平成16年12月15日	94万 5,000円
						平成19年7月15日	36万 円
1641			女	昭和59年生		平成19年7月15日	7万 4,000円
1642			男	昭和48年生		平成16年12月15日	91万 6,000円
						平成19年7月15日	48万 円
1643			女	昭和62年生		平成19年7月15日	20万 円
1644			女	昭和63年生		平成19年7月15日	6万 7,000円
1645			女	昭和22年生		平成16年12月15日	48万 7,000円
						平成19年7月15日	24万 円
1646			男	昭和30年生		平成16年12月15日	146万 1,000円
						平成19年7月15日	94万 円
1647			男	昭和53年生		平成16年12月15日	90万 6,000円
						平成19年7月15日	46万 円
1648			女	昭和51年生		平成16年12月15日	82万 8,000円
1649			女	昭和60年生		平成19年7月15日	20万 円
1650			女	昭和56年生		平成16年12月15日	68万 2,000円
						平成19年7月15日	25万 円
1651			男	昭和40年生		平成16年12月15日	85万 7,000円
						平成19年7月15日	43万 円
1652			女	昭和55年生		平成16年12月15日	65万 2,000円
1653			女	昭和62年生		平成19年7月15日	21万 円
1654			男	昭和46年生		平成19年7月15日	33万 円
1655			女	昭和53年生		平成16年12月15日	74万 円
						平成19年7月15日	27万 円
1656			女	昭和59年生		平成16年12月15日	54万 5,000円
1657			男	昭和56年生		平成19年7月15日	31万 円
1658			女	昭和52年生		平成16年12月15日	85万 7,000円
						平成19年7月15日	46万 円

岐阜厚生年金 事案 1659～1763（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 平成16年7月20日

A社から支給された平成16年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件105件（別添一覧表参照）

別添

一 覧 表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1659			女	昭和12年生		5万 8,000円
1660			女	昭和20年生		20万 4,000円
1661			男	昭和22年生		32万 6,000円
1662			女	昭和20年生		19万 5,000円
1663			女	昭和21年生		18万 7,000円
1664			男	昭和19年生		30万 1,000円
1665			女	昭和13年生		5万 8,000円
1666			女	昭和34年生		22万 4,000円
1667			女	昭和24年生		17万 7,000円
1668			男	昭和33年生		21万 7,000円
1669			女	昭和50年生		21万 1,000円
1670			男	昭和51年生		21万 6,000円
1671			女	昭和51年生		24万 9,000円
1672			女	昭和49年生		4万 8,000円
1673			女	昭和23年生		4万 1,000円
1674			女	昭和28年生		3万 円
1675			男	昭和53年生		26万 6,000円
1676			男	昭和22年生		31万 9,000円
1677			女	昭和13年生		2万 7,000円
1678			女	昭和20年生		4万 6,000円
1679			女	昭和36年生		3万 4,000円
1680			女	昭和34年生		4万 円
1681			女	昭和19年生		4万 円
1682			女	昭和28年生		4万 6,000円
1683			男	昭和57年生		20万 2,000円
1684			女	昭和23年生		3万 4,000円
1685			女	昭和24年生		3万 4,000円
1686			女	昭和28年生		3万 9,000円
1687			女	昭和42年生		3万 4,000円
1688			女	昭和58年生		20万 6,000円
1689			女	昭和58年生		20万 6,000円
1690			女	昭和22年生		3万 3,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1691			女	昭和57年生		3万 5,000円
1692			女	昭和49年生		6万 1,000円
1693			男	昭和44年生		3万 3,000円
1694			女	昭和16年生		3万 3,000円
1695			女	昭和58年生		3万 3,000円
1696			女	昭和56年生		2万 8,000円
1697			女	昭和36年生		2万 2,000円
1698			男	昭和60年生		20万 3,000円
1699			男	昭和59年生		20万 3,000円
1700			女	昭和55年生		21万 円
1701			女	昭和60年生		20万 3,000円
1702			女	昭和60年生		20万 3,000円
1703			男	昭和18年生		13万 5,000円
1704			女	昭和58年生		2万 8,000円
1705			女	昭和46年生		3万 3,000円
1706			女	昭和36年生		3万 2,000円
1707			女	昭和28年生		3万 3,000円
1708			女	昭和36年生		3万 3,000円
1709			女	昭和26年生		3万 9,000円
1710			女	昭和23年生		3万 3,000円
1711			女	昭和35年生		4万 1,000円
1712			女	昭和61年生		6万 1,000円
1713			女	昭和60年生		6万 1,000円
1714			女	昭和52年生		24万 7,000円
1715			男	昭和54年生		26万 1,000円
1716			女	昭和47年生		4万 円
1717			女	昭和24年生		3万 4,000円
1718			女	昭和23年生		5万 7,000円
1719			女	昭和35年生		3万 3,000円
1720			女	昭和23年生		2万 3,000円
1721			女	昭和19年生		9,000円
1722			女	昭和37年生		3万 3,000円
1723			男	昭和52年生		26万 円
1724			女	昭和31年生		4万 円
1725			女	昭和58年生		20万 6,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1726			女	昭和32年生		3万 3,000円
1727			男	昭和55年生		20万 4,000円
1728			女	昭和39年生		3万 3,000円
1729			男	昭和26年生		24万 8,000円
1730			女	昭和52年生		22万 円
1731			女	昭和51年生		25万 4,000円
1732			女	昭和33年生		2万 3,000円
1733			女	昭和35年生		3万 3,000円
1734			女	昭和56年生		2万 6,000円
1735			女	昭和55年生		3万 3,000円
1736			女	昭和29年生		2万 8,000円
1737			女	昭和58年生		20万 8,000円
1738			男	昭和50年生		21万 3,000円
1739			女	昭和59年生		20万 3,000円
1740			女	昭和19年生		4万 4,000円
1741			女	昭和35年生		3万 2,000円
1742			女	昭和56年生		23万 円
1743			女	昭和22年生		19万 5,000円
1744			女	昭和21年生		20万 3,000円
1745			女	昭和21年生		20万 2,000円
1746			男	昭和53年生		23万 7,000円
1747			男	昭和22年生		18万 1,000円
1748			男	昭和20年生		26万 3,000円
1749			女	昭和22年生		18万 5,000円
1750			男	昭和21年生		32万 7,000円
1751			女	昭和24年生		22万 8,000円
1752			男	昭和22年生		34万 3,000円
1753			男	昭和20年生		30万 8,000円
1754			男	昭和20年生		23万 6,000円
1755			女	昭和22年生		20万 3,000円
1756			女	昭和23年生		22万 円
1757			男	昭和23年生		22万 円
1758			女	昭和20年生		17万 8,000円
1759			女	昭和22年生		21万 9,000円
1760			女	昭和22年生		19万 3,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1761			男	昭和23年生		23万 2,000円
1762			男	昭和23年生		22万 3,000円
1763			男	昭和24年生		15万 9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月は8万円、同年3月は14万2,000円、同年4月及び同年5月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月2日から同年6月27日まで

A社での昭和54年2月から同年5月までの給料から、厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録・異動辞令・在職証明書、社員マスター一覧表、照会回答書、申立人が所持している昭和54年2月から同年5月までの給与明細書及び同社が保管する申立人の同期間の給料台帳から、申立人は、同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び給料台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、昭和54年2月は8万円、同年3月は14万2,000円、同年4月及び同年5月は15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を誤ったことを認めており、

その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 54 年 2 月から同年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から9年7月まで

加入手続や納付については記憶が定かでないが、勤務先の事業所が厚生年金保険の適用事業所になるため、年金手帳の提出を求められたことから、「A公民館」に年金相談に行き、申立期間の保険料をまとめて納付したはずである。未加入、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間の加入状況及び納付状況等の記憶が曖昧であり、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続の時期は定かではないとしているところ、勤務先の事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以後の平成9年10月9日に年金手帳が交付されたことがオンライン記録で確認できることから、当該時期に国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。

さらに、B市では、平成10年9月に年金相談が「A公民館」で開催され、その際に、社会保険事務所(当時)の職員が国民年金保険料(過年度分)の徴収を行っていたことが確認できた上、オンライン記録により、9年9月から10年1月までの国民年金保険料が同年9月20日に過年度納付されていることから、申立人がまとめて納付したとする保険料は当該保険料であると考えても不自然ではない。

加えて、申立人の国民年金資格取得年月日は、平成9年9月21日であることから申立期間は未加入期間であり、B市役所及び社会保険事務所から申立人に対して、申立期間の国民年金保険料の徴収は行われなかったものと推認できる。

そのほか、申立人は現在所持している年金手帳以外に受け取った記憶が無いと述べており、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出された

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から63年3月まで
昭和52年4月頃に妻が国民年金の加入手続をした。その後は毎年、妻がA町役場で夫婦一緒に国民年金保険料の免除申請を行ったはずである。私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる関連資料(免除承認通知書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び免除申請に直接関与しておらず、申立人の妻に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、申立人の国民年金加入状況及び免除申請状況の詳細が不明である。

また、申立人は、昭和52年4月頃、その妻が申立人の国民年金の加入手続をした後、毎年、A町役場で夫婦一緒に免除申請手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用により62年3月頃に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は遡って免除申請することはできない。

さらに、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料が免除申請されていた事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 9 月までの期間及び 2 年 8 月から 5 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から平成元年 9 月まで
② 平成 2 年 8 月から 5 年 2 月まで

平成 5 年 3 月に結婚し、夫の仕事で A 国へ行く 6 年 3 月までの間に、B 市役所 C 事務所の窓口で、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金第 3 号被保険者の処理日から平成 5 年 5 月頃に払い出されたものと推認でき、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日（国民年金）が同年 3 月 8 日と記載されていることから、その時点では、申立期間は未加入期間であったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料を納付することは困難である。

さらに、申立人は現在所持している 2 冊の年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで
② 昭和 55 年 5 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで

若い時から仕事を長期間休んだ記憶が無いが、空白になっている期間がある。申立期間①について、昭和 40 年 11 月から 41 年 2 月まで A 社か B 社という会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②について、55 年 5 月から 56 年 12 月まで C 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②の厚生年金保険の加入について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張する D 区か E 区にあった A 社又は B 社という事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿に見当たらない上、いずれの事業所も商業登記を確認することができない。

また、F 組合及び G 組合に照会したところ、「どちらの事業所も組合に加入した記録は無く不明である。」と回答しており、事業主や同僚についても不明であることから、事業所を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は申立期間②において C 社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿謄本及びオンライン記録によると、H 社が、昭和 60 年 2 月に C 社に商号変更されたことが確認でき、同社の複数の従業員も、55 年頃の会社名は H 社であった旨の供述をしている。

また、申立人は、「I 町に本社と工場があり営業に従事した。」と供述しているが、複数の従業員は、「H 社の頃は、J 市内に本社があり、I 町の工場は製造部門のみで、営業担当は本社に勤務していた。」と供述している。

さらに、申立人は、昭和 55 年 4 月 30 日に K 社を退職後、求職者給付を受給している上、56 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで L 社において雇用保険の記録が確認できる。

加えて、申立期間②当時、H社において営業に従事した複数の同僚は申立人を記憶していない上、当時の事業主は、「会社は破産しており、破産管財人にも照会したが、当時の資料は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 2 月 1 日まで
母親が死亡した 1 か月くらい前の平成 4 年 10 月から、A 市の B 社（現在は、C 社）で勤務していた。給料から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 5 年 2 月 12 日であり、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、上記の事業主は、「事業所は、平成 5 年 2 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していなかった。」と証言しており、B 社が適用事業所となった日と同日に資格取得している同僚からも、申立期間における保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間中の平成 5 年 1 月 14 日付けで、申立期間に係る国民年金保険料を一括納付していることが確認できる上、申立人は、「国民健康保険証を A 市役所からもらったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。